

「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改正の概要（1/2）

1 学校教育法施行規則改正（令和6年4月1日施行）

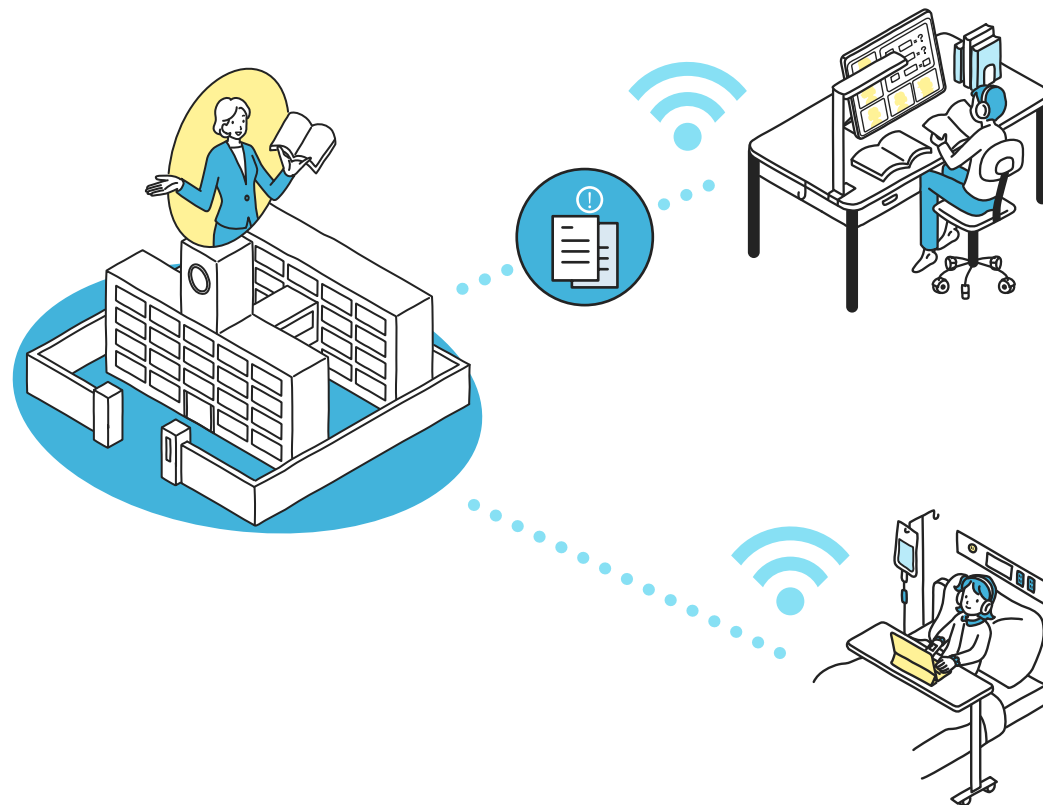
（1）不登校生徒等向けの通信教育の実施 （施行規則第88条の4関係）

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（「不登校生徒」）、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒（「病気療養中等の生徒」）その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて通信教育を行うことができる。

（2）修得可能な単位数に関する規定の整備 （施行規則第96条関係）

不登校生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所で遠隔授業を履修し、修得する単位数、上記（1）の方法により修得する単位数及び全日制課程の生徒が自校又は他校の通信制課程との併修により修得する単位数は合計で36単位までとする。

※病気療養中等の生徒に対する遠隔授業及び通信教育については、現行の遠隔授業と同様、単位数の制限無く行うことができる



I 第96条第3項で定める単位数

74単位のうち

【教室外・遠隔授業】

① 不登校生徒が、学修継続のため、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室等）で遠隔授業を履修し、修得する単位

（第96条第2項第2号）

【教室外・通信教育(自校)】

② 施行規則第88条の4の規定に基づく通信教育により修得する単位

【教室外・通信教育(他校・他課程)】

③ 全日制の課程の生徒が、施行規則第97条の規定に基づき、通信制の課程との学校間連携・課程間併修により修得する単位

①+②+③（教室外で修得できる単位数）が、合計で36単位以下となる必要

II メディアを利用して行う授業（遠隔授業）により修得する単位数

74単位のうち

【教室外・遠隔授業】

左記
①

【教室内・遠隔授業】

④ 在籍する高等学校等では対面で実施されない多様な科目の授業や習熟度別指導による遠隔授業等を進路の実現のために履修し、修得した単位

（第96条第2項第1号）

①、④それぞれが36単位以下となる必要
※①については左記合計が36単位以下となる必要

「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改革の概要（2/2）

2 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（通知）改正関係（令和6年4月1日～）

（1）受信側の教室等への教員配置

以下の場合においては、例外的に、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない

- ① 以下を全て満たし、教員に代えて学習指導員や実習助手、事務職員等の当該高校等の職員（校長の指揮監督下）を配置する場合
- 受信側の教室等に当該高校等の教員の配置を求めることが、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行うに当たっての支障となる
- 受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合

※ ただし、当該高等学校等ごとの教員数が、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）の定めるところによる教職員の定数の標準を満たしていることが前提（教員数の合理化を目的に安易に教員に代えて職員を配置することは本特例措置の趣旨に合致しない）

- ② 不登校生徒に対し、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校等内の別室等）において、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合

（2）対面により行う授業の時間数

以下の場合においては、例外的に、対面により行う授業の時間数を各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも認められる

- ① 以下を全て満たす場合

- メディアを利用して行う授業の配信を受ける高等学校等が離島・中山間地域等の遠方に立地することにより、配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への授業の実施に支障を伴う
- 同時に授業を受ける生徒数が少人数であるため個々の生徒の学習状況が遠隔でも把握しやすい状況にある
- 配信側の教員が過年度における授業を担当している等、配信側の教員と受信側の生徒との間の人間関係が既に構築されており、当該受信側の生徒が必要とする援助の程度に照らしてもメディアを利用しての授業の実施に支障がないと受信側の高等学校等の校長が認める場合
- ② 病気療養中等の生徒であって、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合

（3）その他配慮いただきたい事項（柔軟な履修等）

教務規程等において、慣例として、授業への出席の回数を履修や単位認定の要件として課しているところ、遠隔授業や通信教育の実施、補講その他適切な指導の実施等により、生徒一人一人の実情に応じて柔軟に履修・単位修得を認めることが望まれる

【主な留意点等】

・**教育上支障がないと認められる場合…** 以下の①、②をともに満たすこと。
（上記（1）関係）

- ① 受信側の教室等の生徒数、活用するメディアの態様等を踏まえて、配信側の教員が生徒一人一人の学習状況を見取ることが可能な人数規模で、授業を実施するものであること。（実証結果に基づき、大型ディスプレイ越しに生徒の様子を確認する場合で最大5名程度、1人1台端末を活用した画面共有機能や共同編集機能等による場合で最大15～20名程度以下）
- ② 配信側の教員と、受信側の教室等に配置される職員とが授業の進め方や生徒の状況に係る事前の打合せを行い、役割分担を明確化した上で、遠隔授業が実施されること。また、受信側の教室等に配置される職員が、当該役割を十分に認識し、果たすことができる者であること。

・**自宅で遠隔授業を受けた場合の出欠…** 出席扱いにすることが可能。その際、画面やチャットツール等を通じて生徒の学習状況を把握することにより、出席扱いと認めることが考えられる。

制度改正に関する主な留意点等

1 共通事項

- 不登校生徒の範囲については、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」という不登校の定義を一つの参考としつつ、高等学校等又はその管理機関において判断することが可能。
- 本改正は義務付けでなく、各学校長の判断により実施可能とするもの。
- 学習意欲はありながら登校できない生徒が、遠隔授業や通信教育によって原級留置、転学、中途退学することなく在学期間中に不登校状態や療養等による長期欠席状態を解消し、卒業することができるようにすることを目的とする。
- 生徒の不登校状態の深刻化、安易な単位認定、他の生徒の学習意欲の低下等の弊害が生じないよう留意し、指導内容等の検討が必要。

2 学校教育法施行規則第88条の4（通信教育）関係

- 「通信教育」とは、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第1章第2款5（通信制の課程における教育課程の特例）に定める各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の取扱い等に準じた教育課程を編成し、教育を実施することを意味する。そのため、対面での面接指導を行うことが必要である。また、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないようにする。
- 通信教育実施にあたっては、当該教科・科目の全日制・定時制課程の授業において通常使用している教材（プリント、問題集、提出課題等）を添削課題として位置付けることや、授業を記録した動画の視聴を多様なメディアを利用して行う学習として位置付けることも可能。
- 通信教育により単位認定を行う場合、指導要録において、履修上の特記事項として、その旨を備考欄に記入する。
- 学年又は年次の途中から第88条の4の規定に基づく通信教育を実施する場合も想定される。
- 教師との対面を通じての触れ合いや生徒同士の集団活動が社会性を育む上で極めて大切であると考えられることに加え、不登校生徒の学習状況等を適切に把握するためにも、対面での指導等の機会を積極的に確保することが望ましい。
- 指導を行うにあたっては、不登校生徒の実態に配慮し、例えば家庭訪問等を通じて生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うこと等が望ましい。
- 「その他特別の事情」については、国内外の他の高等学校に一定期間留学する場合等が想定される。

3 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」関係（前ページに加えて）

- 配信側の教員は受信側の高等学校等の身分を有する必要がある。具体的には、兼務発令等により受信側の高等学校等の教員の身分を配信側の教員に持たせる等の必要がある。
- 配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者であること。（特別非常勤講師を含む）
- 単位認定の評価は、当該授業を担当する配信側の教員が、必要に応じて受信側の教員の協力を得ながら行う。
- 受信側の教室等には、原則として、当該高等学校等の教員を配置するべき。
- 不登校生徒が教育支援センターや高等学校等内の別室等から授業に参加する場合には、安全管理や当該生徒への援助を行うため、当該センターや高等学校等の職員が配置されることが適切。
- 配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への遠隔授業の実施に支障を伴う場合とは、往復の時間及び対面授業の実施・準備に係る時間が1日の通常の勤務時間を超え、日帰りの出張では対応できない場合など、日数を要する場合を想定。ただし、対面授業の時間数を安易に減ずることがないように留意する必要がある。

(参考)「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」抜粋

遠隔授業における受信側の教室の体制に係る要件の弾力化

教科・科目充実型の遠隔授業における受信側の教室の体制について、学校は、教師を配置して生徒の状況に応じたきめ細かな指導・支援をすることが望ましいため、この原則は引き続き堅持する必要がある。他方で、中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校において、多様な科目開設や習熟度別指導等を行い、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施する際に、当該高等学校に配置されている教師の数等の事情により受信側の教室に教師を常時配置することが困難であり、かつ、受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容等に照らし、教育上支障がないと考えられる場合には、一定の基準の下、教師に代えて職員を配置することが可能となるよう、国において、この要件の弾力化を行うべきである。そのための具体的な基準については、対面授業と比較して教育の質の確保を図ることに留意しつつ、国において定めることが求められる。また、国は、受信側の教室における教師や教師に代わる職員の配置について、常駐以外の方法により、配信側教師の授業運営や受信側の教室の生徒の安全管理上問題のない配置が可能かどうか実証研究を行い、その結果を踏まえ、必要な取組を行うべきである。

遠隔授業における対面授業に係る要件の弾力化

教科・科目充実型の遠隔授業の実施に当たり必要な対面授業について、生徒との関係性の構築や実験・実技等の実施のために必要であることから、学校は、年間2単位時間以上（各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上）を実施するという原則は引き続き堅持する必要がある。他方で、受信校が離島・中山間地域に立地する等の事情により、配信側から受信校の距離が遠いことで出張負担が過度に大きく、遠隔授業による多様な科目開設を妨げてしまっている状況においては、その特殊性を踏まえつつ、受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容、配信側教師による当該生徒の指導歴等に照らして教育上支障がないと考えられる場合には、一定の基準の下、当該教科・科目の単位数にかかわらず対面授業を年間1単位時間以上とすることも可能となるよう、国において要件の弾力化を行うべきである。そのための具体的な基準については、対面授業と比較して教育の質の確保を図ることに留意しつつ、国において定めることが求められる。

通信教育の活用に向けた制度改正

国内の他の高等学校に一定の期間留学することにより特定の科目を履修する機会を特別に設ける必要がある生徒など、特別の事情を有する生徒を対象に、全日制・定時制課程においても、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育が活用可能となるよう、国において制度改正を行うことが求められる。

全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保

- 全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保に向けて、国は、不登校生徒が自宅等から高等学校の同時双方向型の遠隔授業を受講すること、現行制度上は高等学校が文部科学大臣による学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）としての指定を受けることで活用できる、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育について、指定を受けずとも活用することを、合計36単位の範囲内において可能とするために必要な制度改正を行うことが求められる。
- 国においては、不登校傾向のため、授業時数の3分の2以上の出席など、多くの学校において慣例として定められている単位認定の際の出席要件を生徒が満たせなかった場合でも、学校が一人一人の実情に応じて柔軟に履修・修得を認める運用となるよう、上記制度改正の周知と併せて促す必要がある。